

つがる西北五広域連合病院事業告示第 6 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

なお、令和2年つがる西北五広域連合病院事業告示第5号は、令和5年3月20日をもって廃止する。

令和5年 2月17日

つがる西北五広域連合病院事業管理者 高杉 滝夫

つがる西北五広域連合病院事業出納取扱金融機関の指定

出納取扱金融機関 株式会社みちのく銀行五所川原中央支店、同金木支店、同鱒ヶ沢東支店、同木造支店、同鶴田支店

指 定 年 月 日 令和5年3月20日